

附属第 I 編 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

イー 1 道路事業

一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業

イー 1 - (1) 道路事業

地方公共団体が行う道路の新設、改築若しくは修繕に関する事業をいう。

イー 2 港湾事業

港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業

イー 2 - (1) 港湾改修事業

一般公衆の利用に供することを目的として、港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地）の建設又は改良の港湾工事を行うものをいう。

イー 2 - (2) 緑地等施設整備事業

臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等にかかれたウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図るため、港湾における緑地、海浜等を整備するものをいう。

イー 2 - (3) 海域環境創造・自然再生等事業

海域の環境改善及び適正な港湾利用を図るため、港湾における水質・底質改善及び沈廃船等の処理を行うものをいう。

イー 3 河川事業

一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業

イー 3 - (1) 広域河川改修事業

河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施する事業をいう。

イー 3 - (2) 施設機能向上事業

附属第 I 編 基幹事業

河川改修事業のうち、同一の洪水氾濫域を有する区間において、計画的に既存の河川管理施設の機能向上を図るとともに、重点的に整備を実施する事業をいう。

イ-3-(3) 地震・高潮対策河川事業

津波・高潮対策、耐震対策、地盤沈下対策や市街地再開発事業等の他の事業と一体となった河川整備等を実施する事業をいう。

イ-3-(4) 特定地域堤防機能高度化事業

河川の改良工事と沿川の再開発事業等が一体的に実施される場合に、再開発事業等部分の盛土を実施する事業をいう。

イ-3-(5) 都市基盤河川改修事業

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の3に基づき、河川管理者との協議により市が事業主体となって改良工事を実施する事業をいう。

イ-3-(6) 削除

イ-3-(7) 調節池整備事業

人口が集中する区域や、大規模な開発が実施される区域等において、計画高水流量を低減する調節池の整備を実施する事業をいう。

イ-3-(8) 流域貯留浸透事業

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業をいう。

イ-3-(9) 削除

イ-3-(10) 土地利用一体型水防災事業

土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施する事業をいう。

イ-3-(11) 総合内水対策緊急事業

内水により浸水被害が生ずるおそれがある河川において、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を河川管理者と地方公共団体等が連携して実施する事業をいう。

イ-3-(12) 河川・下水道一体型豪雨対策事業

外水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進する事業をいう。

附属第 I 編 基幹事業

イ-3-(13) 削除

イ-3-(14) 削除

イ-3-(15) 削除

イ-4 砂防事業

砂防工事に関する事業

イ-4-(1) 通常砂防事業

砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業をいう。

イ-4-(2) 火山砂防事業

火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備（必要に応じた除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）を実施する事業をいう。

イ-4-(3) 火山噴火緊急減災対策事業

火山地域における住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業をいう。

イ-5 地すべり対策事業

国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業

イ-5-(1) 地すべり対策事業

国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業をいう。

イ-6 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊防止工事に関する事業

イ-6-(1) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を

附属第 I 編 基幹事業

行うことが困難又は不適当な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を実施する事業をいう。

イー 7 水道・下水道事業

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 号に規定する水道施設の新設、増設又は更新に関する事業等

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号の公共下水道、同条第 4 号の流域下水道又は同条第 5 号の都市下水路の設置又は改築に関する事業等

イー 7 - (2) - ① 通常の下水道事業

公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 24 条の 2 に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件（昭和 46 年建設省告示第 1705 号）第 6 項第 4 号から第 9 号までに係るものを除く。）をいう。

イー 7 - (2) - ② 下水道浸水被害軽減総合事業

駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区、河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区、内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等の浸水被害の軽減、最小化及び解消を目的として、再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせ浸水対策を実施する事業等をいう。

イー 7 - (2) - ③ 下水道総合地震対策事業

下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める事業をいう。

イー 7 - (2) - ④ 特定水域合流式下水道改善事業

合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる特定の水域における水質保全等に資することを目的として、合流式下水道の改善を実施する事業をいう。

イー 7 - (2) - ⑤ 都市水害対策共同事業

効率的な浸水対策を推進することを目的として、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水

附属第 I 編 基幹事業

特性や規模に応じて融通利用を実施する事業をいう。

イー 7ー (2) ー⑥下水道整備推進重点化事業

下水道整備の早期概成及び効率化を実現するため、効率的かつ適正な区域の設定や低コスト技術の採用、PPP/PFI 手法の導入等により、迅速に下水道整備を行う事業をいう。

イー 7ー (2) ー⑦下水道ストックマネジメント支援制度

下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う事業をいう。

イー 7ー (2) ー⑧下水道広域化推進総合事業

下水道を含む污水处理の広域化・共同化を推進するため、污水处理の広域化に係る計画策定、汚泥の共同処理等を行う事業をいう。

イー 7ー (2) ー⑨下水道リノベーション推進総合事業

下水処理場等を魅力あふれる地域の拠点に再生する下水道リノベーションの推進を図るため、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を行う事業をいう。

イー 7ー (2) ー⑩新世代下水道支援事業制度

良好な水循環の維持・回復、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業をいう。

イー 7ー (2) ー⑪下水道地域活力向上計画策定事業

PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設の整備・管理の広域化・効率化及び PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用を促進し、地域活力の向上を図ることを目的として、下水道地域活力向上計画の策定を行う事業をいう。

イー 7ー (2) ー⑫下水道民間活力導入促進事業

下水道事業における公共施設等運営権制度（コンセッション）の導入促進を図るため、コンセッション事業開始後に生じる履行監視（モニタリング）を行う事業をいう。

イー 7ー (2) ー⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業

内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行う事業をいう。

イー 7 - (2) - ⑭ 下水道情報デジタル化支援事業

下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とした事業をいう。

イー 7 - (2) - ⑮ 下水道温室効果ガス削減推進事業

地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する施策や目標を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的に行う事業である。

イー 8 その他総合的な治水事業

イー 8 - (1) 総合流域防災事業

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業をいう。

イー 8 - (2) 津波防護施設整備事業

津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 2 条第 9 項に規定する津波防護施設の新設又は改良を行う事業をいう。

イー 9 海岸事業

海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業

イー 9 - (1) 高潮対策事業

高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

イー 9 - (2) 侵食対策事業

海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

イー 9 - (3) 海岸耐震対策緊急事業

堤防・護岸等の耐震対策等を地域の実情に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止する事業をいう。

附属第 I 編 基幹事業

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

イ－９－（４）削除

イ－９－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備、⑨水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に伴う調査含む。）、⑩海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）を総合的に実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

イ－９－（６）海岸環境整備事業

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、通路（水叩き兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、進入路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、改良を実施する事業をいう。

イ－９－（７）海域浄化対策事業

水管理・国土保全局所管海岸に係る汚染の著しい海域等において、海域の浄化を図るため、ヘドロ等の除去等、放置座礁船の処理を実施する事業をいう。

イ－１０ 都市再生整備計画事業

都市再生法第４６条第１項の都市再生整備計画（都市再生法第８３条第２項の規定に基づき都市再生整備計画の提出があったものとみなされる立地適正化計画を含む。以下本要綱において同じ。）に基づく事業等

イ－１０－（１）都市再生整備計画事業

市町村が作成した都市再生整備計画に基づく都市再生法第４６条第２項第２号及び第３号の事業等（イ－１０－（２）として実施される事業を除く）をいう。

イ－１０－（２）まちなかウォークアブル推進事業

滞在者等の滞在及び交流の促進を目的とした、市町村が作成した都市再生整備計画に基づく都市再生法第４６条第２項第２号及び第３号の事業等をいう。

イー 1 1 広域活性化事業

広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域活性化に関する事業

イー 1 1 - (1) 広域連携事業

複数都道府県が連携・協力して作成する広域活性化法第 5 条第 1 項の広域活性化計画に基づく同法第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の事業等をいう。

イー 1 1 - (2) 離島広域活性化事業

離島振興法第 4 条第 1 項の離島振興計画に基づき、離島の広域的な地域活性化のための定住促進住宅の整備等を行う事業をいう。

イー 1 2 都市公園・緑地等事業

都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業

イー 1 2 - (1) 都市公園等事業

安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図るため、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備等を行う事業をいう。

イー 1 2 - (2) 都市公園安全・安心対策事業

大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行う事業をいう。

イー 1 2 - (3) 都市公園ストック再編事業

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る都市公園の整備を行う事業をいう。

イー 1 2 - (4) 市民農園等整備事業

良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとともに、健康的でゆとりある国民生活の確保を図る市民農園等の整備を行う事業をいう。

イー 1 2 - (5) 緑地環境事業

グリーンインフラの推進、商店街等の中心市街地の活性化等を図るため、公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を行う事業をいう。

イー 1 2 - (6) 古都保存・緑地保全等事業

古都における歴史的風土の保存を図るために、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 4 1 年法律第 1 号。以下「古都保存法」という。）第 1 1 条の規定による歴史的風土特別保存地区（以下 1 2 関係部分において単に「歴史的風土特別保存地区」という。）内の土地の買入れ、損失の補償及び施設の整備等を行うとともに、都市における緑地の保全を図るために、都市緑地法（昭和 4 8 年法律第 7 2 号）第 1 2 条の規定による特別緑地保全地区内等の土地の買入れ、損失の補償及び保全利用施設の整備を行う事業をいう。

イー 1 3 市街地整備事業

土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業

イー 1 3 - (1) 都市防災推進事業

わが国の都市構造を安全で安心な都市生活を実現できるものへと再構築するため、市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため行われる、次に掲げる事業をいう。

① 都市防災総合推進事業

市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上、被災地における復興まちづくり等を総合的に推進する事業

② 宅地耐震化推進事業

大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地等の変動予測調査及び防止対策を推進する事業

③ 盛土緊急対策事業

盛土の崩落による被害を防止するため、盛土の安全性把握のための調査及び対策工事等を推進する事業

イー 1 3 - (2) 市街地再開発事業等

防災上危険な老朽建築物が密集する地区等における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため行われる、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業及び都市再開発支援事業をいう。

イー 1 3 - (3) 削除

イー 1 3 - (4) 暮らし・にぎわい再生事業

都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備並びに関連空間整備及び計画コーディネートに関する事業をいう。

イー 1 3 - (5) 都市再生総合整備事業

都市構造の再編により都市の再生・再構築を戦略的に進めるため行われる、次に掲げる事業をいう。

附属第 I 編 基幹事業

① 都市再生総合整備事業（総合整備型）

都市の再生・再構築を推進するため行われる調査、整備計画の策定、都市基盤施設等の整備並びに面的整備及び拠点形成の促進等に関する事業並びにこれらに附帯する事業

② 都市再生総合整備事業（拠点整備型）

機能的で魅力ある都市拠点の形成を通じて都市の活力を高め、もって都市の再生・再構築に資するため、基幹的な事業の実施にあわせ、地区計画等を活用して行われる事業又は調査で、次に掲げるもの

- イ 都市拠点形成支援施設整備事業
- ロ 都市拠点形成支援基盤整備促進事業
- ハ 都市拠点形成特定事業調査

イ-13-(6) 都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地等が散在する既成市街地における低未利用地等の集約化による誘導施設の整備並びに被災した市街地の復興等を推進するため行われる都市再生事業計画案作成事業、都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業及び緊急防災空地整備事業をいう。

イ-13-(7) 削除

イ-13-(8) 都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進するために行われる都市交通システム整備事業をいう。

イ-13-(9) 津波復興拠点整備事業

東日本大震災の津波により被災した地域における復興の拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として都市計画決定されたものに限る。以下「津波復興拠点」という。）を緊急に整備するために支援を行う事業をいう。

イ-13-(10) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業及びこれらに附帯する事業並びに地権者の生活再建に支障を来さないようにするために、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援する事業をいう。

イ-13-(11) 集約都市開発支援事業

附属第 I 編 基幹事業

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「低炭素法」という。）第 2 条第 2 項に規定する低炭素まちづくり計画（以下単に「低炭素まちづくり計画」という。）の区域内で実施される同法第 12 条に規定する認定集約都市開発事業（以下単に「認定集約都市開発事業」という。）及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援する事業をいう。

イー 13ー (12) 無電柱化まちづくり促進事業

新設電柱の抑制を図るため、市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化事業をいう。

イー 14 都市水環境整備事業

良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業

イー 14ー (1) 都市水環境整備下水道事業

良好な都市水環境の保全・創出を図るため、河川事業等との連携を図りつつ実施する下水道事業をいう。

イー 14ー (2) 統合河川環境整備事業

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として、又は地域のまちづくりに係る取り組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業をいう。

イー 14ー (3) 下水道関連特定治水施設整備事業

(1)河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業及び(2)公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業であり、事業効果の早期発現が見込まれる事業をいう。

イー 15 地域住宅計画に基づく事業

地域住宅法第 6 条第 1 項の地域住宅計画に基づく事業等

イー 15ー (1) 地域住宅計画に基づく事業

地域住宅計画に基づく地域住宅法第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事業等をいう。

イー 16 住環境整備事業

良好な居住環境の整備に関する事業

イー 16ー (1) 市街地再開発事業

附属第 I 編 基幹事業

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業をいう。

イー 16 - (2) 優良建築物等整備事業

優良な建築物及びこれと一体的に行われる空地等周辺整備並びにこれらに附帯する事業をいう。

イー 16 - (3) 市街地総合再生施設整備

前 2 号に規定する各事業の総合的な推進のために必要な施設整備をいう。

イー 16 - (4) 基本計画等作成等事業

前 3 号に規定する各事業等の推進のために必要となる基本計画等の作成等を行う事業をいう。

イー 16 - (5) 暮らし・にぎわい再生事業

都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備並びに関連空間整備及び計画コーディネートに関する事業をいう。

イー 16 - (6) バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー環境整備計画に従って行われる移動システム等の整備に関する事業（以下「移動システム等整備事業」という。）、及び認定特定建築物の建築に関する事業（以下「認定特定建築物整備事業」という。）並びに特別特定建築物及びバリアフリー条例による規制の対象となった建築物のバリアフリー改修に関する事業（以下「既存建築物バリアフリー改修事業」という。）をいう。

イー 16 - (7) 都市再生総合整備事業

都市構造の再編により都市の再生・再構築を戦略的に進めるため行われる次に掲げる事業をいう。

① 都市再生総合整備事業（総合整備型）

都市の再生・再構築を推進するため行われる調査、整備計画の策定、都市基盤施設等の整備並びに面的整備及び拠点形成の促進等に関する事業並びにこれらに附帯する事業

② 都市再生総合整備事業（拠点整備型）

機能的で魅力ある都市拠点の形成を通じて都市の活力を高め、もって都市の再生・再構築に資するため、基幹的な事業の実施にあわせ、地区計画等を活用して行われる事業又は調査で、次に掲げるもの

イ 都市拠点形成支援施設整備事業

ロ 都市拠点形成支援基盤整備促進事業

ハ 都市拠点形成特定事業調査

イー 16 - (8) 住宅市街地総合整備事業

住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業及びこれに附帯する事業、都心共同

附属第 I 編 基幹事業

住宅供給事業、防災街区整備事業並びに都市再生住宅等の整備に関する事業をいう。

イー 16 - (9) 街なみ環境整備事業

協議会活動助成事業、整備方針策定事業、街なみ整備事業及び街なみ整備助成事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

イー 16 - (10) 住宅市街地基盤整備事業

良好な住宅又は宅地の供給を行う計画的な住宅宅地事業及び計画的に開発された良質な住宅団地において行われる住宅ストック改善事業に関連する公共施設の整備等に関する事業並びに住宅宅地事業推進費により実施される事業をいう。

イー 16 - (11) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

中心市街地における快適な居住環境を創出し、良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を行う事業をいう。

イー 16 - (12) 住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物耐震改修事業、住宅・建築物アスベスト改修事業、及びがけ地近接等危険住宅移転事業及び災害危険区域等建築物防災改修等事業、建築物火災安全改修事業をいう。

イー 16 - (13) 狭あい道路整備等促進事業

狭あい道路情報整備等事業及び狭あい道路拡幅等整備事業をいう。

イー 16 - (14) 削除

イー 16 - (15) 削除

イー 16 - (16) 削除

イー 16 - (17) 都市・地域再生緊急促進事業

建設工事費の高騰により、進捗が停滞している市街地再開発事業等の促進に関する事業をいう。

イー 16 - (18) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業及びこれらに附帯する事業並びに地権者の生活再建に支障を来さないようにするために、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援する事業をいう。

イー 16 - (19) 集約都市開発支援事業

低炭素まちづくり計画の区域内で実施される認定集約都市開発事業及び同事業と

附属第 I 編 基幹事業

関連して実施される事業を一体的に支援する事業をいう。

イ－１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業

住宅・建築物省エネ改修推進事業をいう。

イ－１７ 地域公共交通再構築事業

地域公共交通ネットワークの再構築に関する事業

イ－１７－（１）地域公共交通再構築事業

地域づくりの一環として、利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を実現するため、地域におけるまちづくりや観光の振興に関する施策と連携しつつ、中長期的に必要な地域公共交通ネットワークの形成に必要な施設整備等を行う事業をいう。

□ 防災・安全交付金事業

□-1 道路事業

一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業

□-1-（1）道路事業

地方公共団体が行う道路の新設、改築、修繕又は維持（除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る。）に関する事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

□-2 港湾事業

港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業のうち防災・安全対策のために必要と認められる事業。

□-2-（1）港湾改修事業

一般公衆の利用に供することを目的として、港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地）の建設又は改良の港湾工事を行うもののうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。

□-2-（2）緑地等施設整備事業

臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に関わられたウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図るため、港湾における緑地、海浜等を整備するもののうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。

□-2-（3）海域環境創造・自然再生等事業

海域の環境改善及び適正な港湾利用を図るため、港湾における水質・底質改善及び沈没船等の処理を行うもののうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。

□-3 河川事業

一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業

□-3-（1）広域河川改修事業

河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施する事業をいう。

附属第 I 編 基幹事業

□-3-(2) 施設機能向上事業

河川改修事業のうち、同一の洪水氾濫域を有する区間において、計画的に既存の河川管理施設の機能向上を図るとともに、重点的に整備を実施する事業をいう。

□-3-(3) 地震・高潮対策河川事業

津波・高潮対策、耐震対策、地盤沈下対策や市街地再開発事業等の他の事業と一体となった河川整備等を実施する事業をいう。

□-3-(4) 特定地域堤防機能高度化事業

河川の改良工事と沿川の再開発事業等が一体的に実施される場合に、再開発事業等部分の盛土を実施する事業をいう。

□-3-(5) 都市基盤河川改修事業

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の3に基づき、河川管理者との協議により市が事業主体となって改良工事を実施する事業をいう。

□-3-(6) 削除

□-3-(7) 調節池整備事業

人口が集中する区域や、大規模な開発が実施される区域等において、計画高水流量を低減する調節池の整備を実施する事業をいう。

□-3-(8) 流域貯留浸透事業

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業をいう。

□-3-(9) 削除

□-3-(10) 土地利用一体型水防災事業

土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施する事業をいう。

□-3-(11) 総合内水対策緊急事業

内水により浸水被害が生ずるおそれがある河川において、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を河川管理者と地方公共団体等が連携して実施する事業をいう。

□-3-(12) 河川・下水道一体型豪雨対策事業

外水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進する事業をいう。

ロ－4 砂防事業

砂防工事に関する事業

ロ－4－（1）通常砂防事業

砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業をいう。

ロ－4－（2）火山砂防事業

火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備（必要に応じた除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）を実施する事業をいう。

ロ－4－（3）火山噴火緊急減災対策事業

火山地域における住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業をいう。

ロ－5 地すべり対策事業

国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業

ロ－5－（1）地すべり対策事業

国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業をいう。

ロ－6 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊防止工事に関する事業

ロ－6－（1）急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を実施する事業をいう。

ロ－7 水道・下水道事業

附属第 I 編 基幹事業

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 3 条第 8 号に規定する水道施設の新設、増設又は更新に関する事業等

下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 2 条第 3 号の公共下水道、同条第 4 号の流域下水道又は同条第 5 号の都市下水路の設置又は改築に関する事業等

ロ－7－（1）－①水道未普及地域解消事業

水道未普及地域の解消を図るため、水道未普及地域解消計画に基づき、水道施設の整備を行う事業をいう。

ロ－7－（1）－②簡易水道再編推進事業

経営の一元化や管理の一体化等を図るため、簡易水道施設又は飲料水供給施設の統合整備等を行う事業をいう。

ロ－7－（1）－③生活基盤近代化事業

簡易水道施設等の基盤強化を図るため、簡易水道施設又は飲料水供給施設に係る増補改良や基幹改良、水量拡張を行う事業をいう。

ロ－7－（1）－④高度浄水処理等整備費

化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処するために高度浄水施設等の整備を行う事業をいう。

ロ－7－（1）－⑤緊急時給水拠点確保等事業

配水池の容量を 12 時間程度に確保するなど、緊急時における給水の確保及び浄水時の配水調整の容易化等を図るための施設の整備を行う事業をいう。

ロ－7－（1）－⑥水道管路耐震化等推進事業

自然災害発生時等の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減するために、導水管及び送水管、配水管等について耐震機能を有する管への更新等を行う事業をいう。

ロ－7－（1）－⑦水道事業運営基盤強化推進事業

水道基盤強化計画等に基づく圏域における水道事業等の事業統合又は経営の一体化を契機に施設の整備を行う事業をいう。

ロ－7－（1）－⑧水道水源自動監視施設等整備事業

点在する施設の運転管理及び水道水源等の監視水準を維持しつつ、経費縮減を通じた経営の効率化を図るために水道水源自動監視施設や遠隔監視システムを整備する事業をいう。

ロ－7－（2）－①通常の下水道事業

公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）第 2 4 条の 2 に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第 2 4 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基

附属第 I 編 基幹事業

づき定める件（昭和46年建設省告示第1705号）第6項第4号から第9号までに係るものを除く。）のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

ロ-7-(2)-②下水道浸水被害軽減総合事業

駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区、河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区、内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等の浸水被害の軽減、最小化及び解消を目的として、再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせ浸水対策を実施する事業等をいう。

ロ-7-(2)-③下水道総合地震対策事業

下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める事業をいう。

ロ-7-(2)-④特定水域合流式下水道改善事業

合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる特定の水域における水質保全等に資することを目的として、合流式下水道の改善を実施する事業をいう。

ロ-7-(2)-⑤都市水害対策共同事業

効率的な浸水対策を推進することを目的として、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用を実施する事業をいう。

ロ-7-(2)-⑦下水道ストックマネジメント支援制度

下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う事業をいう。

ロ-7-(2)-⑧下水道広域化推進総合事業

下水道を含む汚水処理の広域化・共同化を推進するため、汚水処理の広域化に係る計画策定、汚泥の共同処理等を行う事業をいう。

ロ-7-(2)-⑨下水道リノベーション推進総合事業

下水処理場等を魅力あふれる地域の拠点に再生する下水道リノベーションの推進を

附属第 I 編 基幹事業

図るため、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を行う事業をいう。

ロ-7-(2)-⑩新世代下水道支援事業制度

良好な水循環の維持・回復等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業（水循環再生型（雨水貯留浸透施設に関するものに限る。）をいう。

ロ-7-(2)-⑫下水道民間活力導入促進事業

下水道事業における公共施設等運営権制度（コンセッション）の導入促進を図るため、コンセッション事業開始後に生じる履行監視（モニタリング）を行う事業をいう。

ロ-7-(2)-⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業

内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行う事業をいう。

ロ-7-(2)-⑭下水道情報デジタル化支援事業

下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とした事業をいう。

ロ-7-(2)-⑮下水道温室効果ガス削減推進事業

地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する施策や目標を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的に行う事業である。

ロ-8 その他総合的な治水事業

ロ-8-(1) 総合流域防災事業

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業（統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業にあっては、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業に限る。）をいう。

ロ-8-(2) 津波防護施設整備事業

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第9項に規定する津波防護施設の新設又は改良を行う事業をいう。

ロ－9 海岸事業

海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業

ロ－9－(1) 高潮対策事業

高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

ロ－9－(2) 侵食対策事業

海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

ロ－9－(3) 海岸耐震対策緊急事業

堤防・護岸等の耐震対策等を地域の実情に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

ロ－9－(4) 削除

ロ－9－(5) 津波・高潮危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）、④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備、⑨水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に伴う調査含む。）、⑩海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）を総合的に実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

ロ－9－(6) 海岸環境整備事業

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、安全情報伝達施設、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、改良を実施する事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業に限る。

ロ－9－（7）海域浄化対策事業

水管理・国土保全局所管海岸に係る海岸保全施設の機能の確保を図るため、放置座礁船の処理等を実施する事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業に限る。

ロ－10 都市再生整備計画事業

都市再生法第46条第1項の都市再生整備計画（都市再生法第83条第2項の規定に基づき都市再生整備計画の提出があったものとみなされる立地適正化計画を含む。以下本要綱において同じ。）に基づく事業等

ロ－10－（1）都市再生整備計画事業

市町村が作成した都市再生整備計画に基づく都市再生法第46条第2項第2号及び第3号の事業等のうち、地域の防災性の向上を図る事業をいう。

ロ－12 都市公園・緑地等事業

地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備に関する事業等

ロ－12－（1）都市公園等事業

安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図るため、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第1号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備等を行う事業の中で、安全で安心できる都市づくりの形成を推進し、災害に脆弱な都市構造の改善を図る、地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備、地域防災計画等に位置づけられた特定地区公園（カントリーパーク）の整備を行う事業であって、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業、大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地の整備を行う事業に限る。

ロ－12－（2）都市公園安全・安心対策事業

大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を行う事業をいう。

ロ－12－（3）都市公園ストック再編事業

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る都市公園の整備を行う事業をいう。

ロ-12-(5) 緑地環境事業

グリーンインフラの推進を図るため、地域の防災・減災・安全に資する公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を行う事業の中で地域防災計画等に位置づけられたものであって、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業に限る。

ロ-13 市街地整備事業

土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業

ロ-13-(1) 都市防災推進事業

わが国の都市構造を安全で安心な都市生活を実現できるものへと再構築するため、市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため行われる、次に掲げる事業をいう。

① 都市防災総合推進事業

市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上、被災地における復興まちづくり等を総合的に推進する事業

② 宅地耐震化推進事業

大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地等の変動予測調査及び防止対策を推進する事業

③ 盛土緊急対策事業

盛土の崩落による被害を防止するため、盛土の安全性把握のための調査及び対策工事等を推進する事業

ロ-13-(2) 市街地再開発事業等

防災上危険な老朽建築物が密集する地区等における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため行われる、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業及び都市再開発支援事業の中で密集市街地の整備改善等、市街地の防災性の向上に資するものに限る。

ロ-13-(4) 暮らし・にぎわい再生事業

都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備並びに関連空間整備及び計画コーディネートに関する事業の中で密集市街地の整備改善等、市街地の防災性の向上に資するものに限る。

ロ-13-(6) 都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生並びに被災した市街地の復興等を推進するため行われる都市再生事業計画案作成事業、都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業及び緊急防災空地整備事業の中で安全市街地形成重点地区に該当する等、市街地の防災性の向上に資するものに限る。

附属第 I 編 基幹事業

ロ-13-(8) 都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進するために行われる都市交通システム整備事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。

ロ-13-(9) 津波防災拠点整備事業

南海トラフ地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市の津波からの防災性を高める拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として、都市計画決定されたものに限る。以下「津波防災拠点」という。）を整備するために支援を行う事業をいう。

ロ-13-(10) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業及びこれらに附帯する事業並びに地権者の生活再建に支障を来さないようにするために、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援する事業をいう。

ロ-13-(11) 集約都市開発支援事業

低炭素まちづくり計画の区域内で実施される認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援する事業の中で密集市街地の整備改善等、市街地の防災性の向上に資するものに限る。

ロ-13-(12) 都市安全確保拠点整備事業

溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地（都市計画法第11条第1項第10号に規定する「一団地の都市安全確保拠点施設」に限る。）を整備するために支援を行う事業をいう。

ロ-13-(13) 無電柱化まちづくり促進事業

新設電柱の抑制を図るため、市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化事業（人口集中地区における無電柱化等、市街地の防災性向上に資するものに限る。）をいう。

ロ-14 都市水環境整備事業

良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業

ロ-14-(1) 都市水環境整備下水道事業

附属第 I 編 基幹事業

良好な都市水環境の保全・創出を図るため、河川事業等との連携を図りつつ実施する下水道事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

ロ-14-(2) 統合河川環境整備事業

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として、又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

ロ-14-(3) 下水道関連特定治水施設整備事業

(1)河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業及び(2)公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業であり、事業効果の早期発現が見込まれる事業をいう。

ロ-15 地域住宅計画に基づく事業

地域住宅法第6条第1項の地域住宅計画に基づく事業等

ロ-15-(1) 地域住宅計画に基づく事業

地域住宅計画に基づく地域住宅法第6条第2項第1号及び第2号の事業等のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

ロ-16 住環境整備事業

良好な居住環境の整備に関する事業

ロ-16-(1) 市街地再開発事業

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）をいう。

ロ-16-(2) 優良建築物等整備事業

優良な建築物及びこれと一体的に行われる空地等周辺整備並びにこれらに附帯する事業（津波避難施設の整備・耐震性が低い建築物の建替え等市街地の防災性・建築物の安全性の向上に資するものに限る。）をいう。

ロ-16-(3) 市街地総合再生施設整備

前2号に規定する各事業の総合的な推進のために必要な施設整備（前2号に掲げる事業に関連して実施するものに限る。）をいう。

ロ-16-(4) 基本計画等作成等事業

前3号に規定する各事業等の推進のために必要となる基本計画等の作成等を行う事

附属第 I 編 基幹事業

業（前 3 号に掲げる事業に関連して実施するものに限る。）をいう。

ロ一 16一 (5) 暮らし・にぎわい再生事業

都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備並びに関連空間整備及び計画コーディネートに関する事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）をいう。

ロ一 16一 (6) バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー環境整備計画に従って行われる移動システム等の整備に関する事業（以下「移動システム等整備事業」という。）及び認定特定建築物の建築に関する事業（以下「認定特定建築物整備事業」という。）並びに特別特定建築物及びバリアフリー条例による規制の対象となった建築物のバリアフリー改修に関する事業（以下「既存建築物バリアフリー改修事業」という。）をいう。

ロ一 16一 (8) 住宅市街地総合整備事業

住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業及びこれに附帯する事業、都心共同住宅供給事業、防災街区整備事業並びに都市再生住宅等の整備に関する事業（密集市街地の整備改善等住宅市街地の防災性の向上に資するものに限る。）をいう。

ロ一 16一 (9) 街なみ環境整備事業

協議会活動助成事業、整備方針策定事業、街なみ整備事業及び街なみ整備助成事業並びにこれらに附帯する事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

ロ一 16一 (10) 住宅市街地基盤整備事業

良好な住宅又は宅地の供給を行う計画的な住宅宅地事業及び計画的に開発された良質な住宅団地において行われる住宅ストック改善事業に関連する公共施設の整備等に関する事業並びに住宅宅地事業推進費により実施される事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

ロ一 16一 (11) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

中心市街地における快適な居住環境を創出し、良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を行う事業をいう。

ロ一 16一 (12) 住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物耐震改修事業、住宅・建築物アスベスト改修事業、がけ地近接等危険住宅移転事業及び災害危険区域等建築物防災改修等事業、建築物火災安全改修事業をいう。

ロ一 16一 (13) 狭あい道路整備等促進事業

狭あい道路情報整備等事業及び狭あい道路拡幅等整備事業をいう。

ロ-16-(14) 削除

ロ-16-(17) 都市・地域再生緊急促進事業

建設工事費の高騰により、進捗が停滞している市街地再開発事業等の促進に関する事業（防災・安全交付金事業の対象となる市街地再開発事業等を対象事業とする場合に限る。）をいう。

ロ-16-(18) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業及びこれらに附帯する事業（防災・安全交付金事業の対象となる市街地再開発事業等を対象事業とする場合に限る。）並びに地権者の生活再建に支障を来たさないようにするために、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援する事業をいう。

ロ-16-(19) 集約都市開発支援事業

低炭素まちづくり計画の区域内で実施される認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援する事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）をいう。

ロ-16-(20) 住宅・建築物省エネ改修推進事業

住宅・建築物省エネ改修推進事業をいう。

※ 社会資本整備総合交付金事業のうち防災・安全交付金事業の対象とならない事業番号については欠番としている。